平成２４年（フ）第２３号
宮城県登米市東和町米谷字越路94番地１東和定住促進住宅２―202、住民票上の住所宮城県登米市東和町錦織字石沢８番地
破産者　清水上法裕
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第３１１号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1197番地13、旧住所埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷70番地７レジェン嵐山102号
破産者　関根　　浩
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６８１号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番24―203号
破産者　西村　　貢
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１号
札幌市東区北45条東18丁目２番10号
破産者　佐々木文則
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３号
札幌市清田区平岡２条３丁目１番５号　北一ハイムＡ－２－Ｂ号
破産者　大澤　泰和
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９号
札幌市西区西野６条２丁目８番13号　ツインポイントＡ―102号
破産者　三浦　勝憲
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
函館市昭和２丁目10番12号
破産者　玉井　繁喜
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５８号
釧路市文苑４丁目11番19号
破産者　木村　惠子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３号
釧路市米町２丁目３番13号　米町コーポ201
破産者　小林　龍史
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３０３号
茨城県鹿嶋市緑ヶ丘２丁目17番地７
破産者　中島　誠吾
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６２１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目17番１―401号
破産者　吉廣　喜則
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３０号
埼玉県ふじみ野市亀久保1696番地30
破産者　河野　康博
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３１号
埼玉県川越市大字山田941番地12
破産者　竹中　英昭
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４９号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢415番地14、旧住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目２番15号
破産者　大野　建次
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４号
埼玉県所沢市宮本町２丁目12番12号エトワールヴェルト101、前住所埼玉県所沢市大字牛沼148番地の１エクセルハイツＢ―102
破産者　高橋　　寛
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１６号
神奈川県秦野市弥生町４番21号
破産者　山口志登美（旧姓狩野）
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４号
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦146番地の20
破産者　青木　将人
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７９号
愛知県瀬戸市さつき台３丁目52番地
破産者　髙嶋　康生
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９６号
愛知県瀬戸市東拝戸町95番地の28
破産者　髙嶋　幹司
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部